

佐賀県告示第 22 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成 27 年 1 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

大久保第一地区

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 10 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 10 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
1	東松浦郡	玄海町	有浦上	土井ノ内	2042 番 1 地先道路敷
2	〃	〃	〃	高江	3257 番
3	〃	〃	〃	〃	3253 番
4	〃	〃	〃	大久保	3198 番
5	〃	〃	〃	〃	3122 番 1
6	〃	〃	〃	〃	3125 番 1
7	〃	〃	〃	土井ノ内	2056 番 1 地先道路敷
8	〃	〃	〃	〃	2050 番 1 地先道路敷
9	〃	〃	〃	〃	2046 番地先道路敷
10	〃	〃	〃	〃	2048 番 5 地先道路敷